

間税会ニュース

令和3年5月15日
No. 61



〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-7-3 皐月マンション311号 TEL 092(405)5646
FAX 092(405)5647

間税会は消費税のあり方を考える会です



写真等提供：壱岐間税会（壱岐市観光連盟）

猿岩（長崎県壱岐市）

壱岐島の西部（壱岐市郷ノ浦町新田触）に位置しています「猿岩」です。ご覧のように横から見ると猿にそっくりなことから、名付けられた自然形成の岩（玄武岩）で、日本を代表する奇岩です。（2015年に日本奇岩百景にも認定）
約45メートルの大きさ、だれが見ても一目で猿に似ていることから観光客の方が数多く訪れています。

（目次）

●全間連第49回通常総会 長崎大会にご協力を……………	2	●税情報……………	5
●活動報告・新着情報……………	3	消費税の総額表示について……………	5
福局間連正副会長会・常任理事会……………	3	納税猶予制度があります……………	7
福局間連青年部・女性部合同研修会……………	3	電子申告利用のお願い……………	9
●局間連公式ホームページのご案内……………	4	●「税の標語」募集……………	10
		「税の標語」応募用紙……………	12

Surprise Nagasaki

令和4年、秋！
全国間税会総連合会通常総会が
福岡局間連(福岡・佐賀・長崎)担当で
開催されます。

成功させよう！

全国間税会総連合会
第49回通常総会
長崎大会

令和4年9月9日(金)

会場：出島メッセ長崎

新JR長崎駅西口直結
長崎初の本格的コンベンション施設誕生



活動報告・新着情報

正副会長会議及び常任理事会を合同で開催

主 催：福岡国税局間税会連合会
日 時：令和3年3月12日（金）
場 所：TKP ガーデンシティ博多新幹線口

福岡国税局間税会連合会（中野文治会長）は、3月12日福岡市のTKP ガーデンシティ博多新幹線口で正副会長会議と常任理事会を合同で開催した。

この会議は、当初2月15日（月）に開催予定であったが、コロナ禍のため延期されていたもので、会場の座席間隔を広げ、ワンテーブルに一人、マスク着用、十分な換気などの感染予防対策も徹底された。

ご来賓として福岡国税局の川浪 悟消費税課長ほか幹部が出席された。

中野会長のあいさつ、川浪消費税課長のあいさつに続いて議事に入り、令和4年度に開催が決定した全間連第49回通常総会長崎大会に向けての組織づくりとその財源の確保等を中心に説明、意見交換を行い、令和3年度の事業計画、年会費等が決定された。



常任理事会の様子①



常任理事会の様子②

福岡局間連青年部・女性部合同研修会を開催

福岡国税局間税会連合会青年部（橋本 巖部長）及び女性部（滝山真弓部長）は、3月17日（水）福岡市博多区のオリエンタルホテル福岡・博多ステーションで合同研修会を開催した。

局間連青年部・女性部会員、単位会の青年部・女性部会員、局間連の中野文治会長、河野副会長、市丸専務理事など70名が参加した。



合同研修会_第1部

.....
[第1部] 16:00～17:00 『早分かり消費税インボイス制度』

講 師：税理士法人 さくら優和パートナーズ 福岡本部代表 藤田 ひろみ様

[第2部] 17:00～18:00 『初春のコンサート』

（出演アーティスト）

・乙宗亮輔～ドラム ・松下一弘～ベース ・上野香織～ピアノ ・轟かおり～ボーカル

[第3部] 18:00～19:30 『懇親会』
.....

第1部では、令和5年10月1日から導入されるインボイス制度について登録申請書が令和3年10月1日から受付が開始されることや、制度全般の基本的な事項について分かり易く説明され、参加者一同理解を深めました。

第2部は、4人のアーティストの幅広いジャンルの素晴らしい演奏とボーカルに生の音楽の迫力を満喫しました。

また、参加者のリクエストにも応じていただき、久しぶりのイベント参加を楽しみました。

第3部の懇親会は、ソーシャルディスタンスに気をつけながら、盛沢山の研修内容が話題の中心になり交流を深めました。



合同研修会_第2部



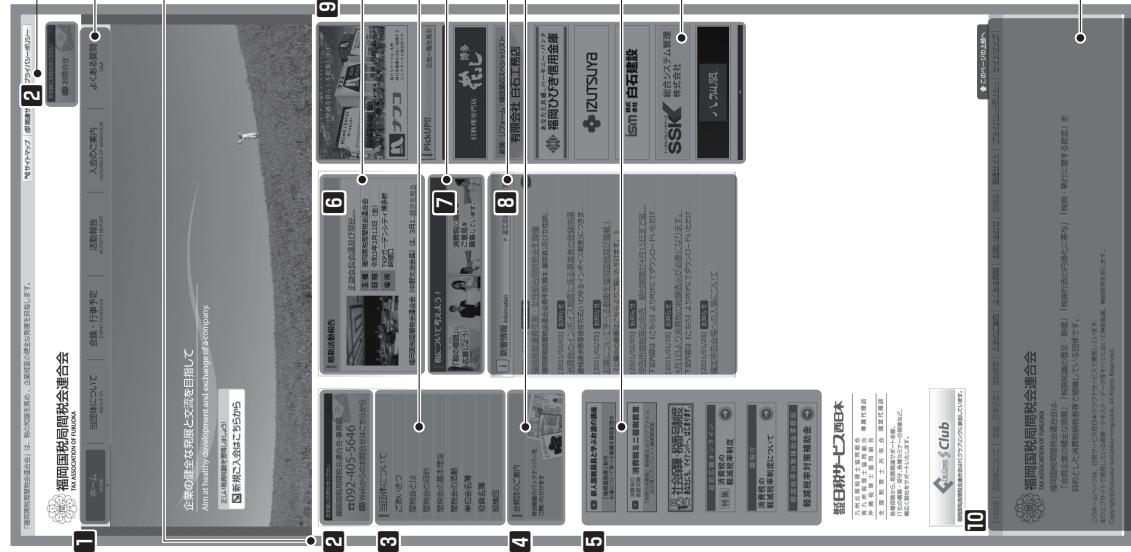
合同研修会_第3部

「福岡国税局間税会連合会」公式ホームページのご案内

「福岡国税局間税会連合会」公式ホームページのトップページには、知りたい情報に容易にアクセスいただくための各種情報への入口を設けています。
当ホームページをより一層ご活用いただけるよう、それぞれの入口をご紹介します。

掲載情報のご説明

- 1 グローバルナビゲーション**
目的の情報を探しやすいようにサイト内の情報を分類しています。
[ホーム] …………… クリック（左上のロゴをクリックしても同様）するとサイトのトップページに戻ります。
[当団体について] … 当団体の目的や理念、活動内容に関してご案内しています。
[会議・行事予定] … 福岡関連・全関連の今年後の会議や行事予定をご案内しています。
[活動報告] …………… イベントや協議会などの活動報告をご覧いただくことができます。
[入会のご案内] …… 入会のメリットや費用、入会申込書をご案内しています。
[よくある質問] …… 当団体に多く寄せられる質問とその回答をご案内しています。
- 2 お問い合わせフォーム**
入カフォームにお問い合わせ内容を入力していただくと、当WEBサイトよりお問い合わせいただくことができます。
- 3 カテゴリーナビゲーション**
各コンテンツ毎に見出しをご用意していますので、目的の項目を素早く表示することができます。
※トップページのみ「当団体について」のナビゲーションを設置しています。
- 4 会報誌のご案内**
「間税会ニュース」など各会報誌のバックナンバーをご覧いただくことができます。
- 5 案内エリア**
新着情報へ掲載後でも継続してご覧いただきたいコンテンツなどをリンクしています。
（外部サイトへのリンクもありです）
- 6 最新活動報告**
直近の活動報告をピックアップ形式で掲載しています。
- 7 税について考えよう！**
「税の雑語」や消費税に対するご意見などの募集ページにリンクしています。
- 8 新着情報**
イベントやお得情報のご報告など、最新の情報を一覧できます。
- 9 広告エリア**
バナー広告を掲載しているエリアです。（外部サイトへのリンクです）
ご予算に応じた2種類のサイズの広告バナーを掲載できます。
- 10 フッターエリア**
各コンテンツへのテキストリンク、当団体の所在地や電話番号などを掲載しています。



令和3年4月1日より、税込価格の表示（総額表示）が必要になります！

- 事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。
- 店頭の値札・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告など、どのような表示媒体でも、対象となります。

◇ 総額表示に《該当する》価格表示の例

※ 税込価格10,780円(税率10%)の商品の例

10,780円

10,780円(税込)

10,780円(うち税980円)

10,780円(税抜価格9,800円)

10,780円(税抜価格9,800円、税980円)

9,800円(税込10,780円)

税込価格が明瞭に表示されていれば、消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能です。

消費者が値札や広告により、商品・サービスの選択・購入をする際、

- 支払金額である「消費税額を含む価格」を一目で分かるようにし、
- 価格の比較も容易にできるよう、

総額表示義務は、平成16年4月より実施されているものです。

■ 総額表示に《該当しない》価格表示の例

9,800円(税抜)

9,800円(本体価格)

9,800円+税

※ 平成25年10月に施行された消費税転嫁対策特別措置法により、令和3年3月31日までは上記のような価格表示も認められていますが、令和3年4月1日以後は、総額表示が必要になります。

よくあるご質問（FAQ）

Q1 税込価格に加えて税抜価格を表示することは認められるのですか。

A 「総額表示義務」は、税込価格の表示を義務付けるものであり、税込価格に加えて税抜価格も表示することが可能です。ただし、この場合、税込価格が明瞭に表示されている必要があります。明瞭に表示されているかどうかの考え方については、「総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方」（平成25年9月10日 消費者庁）をご覧ください。



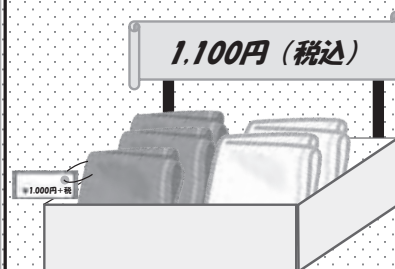
Q2 「総額表示」への移行に伴い、レジシステムを変更する必要はあるのですか。

A 「総額表示義務」は、値札や広告などにおいて「消費税相当額を含む支払総額」の表示を義務付けるものであってレジシステムの変更を義務付けるものではありません。

Q3 商品本体のパッケージや下札などに税抜価格が表示されていますが、こうした表示についても全て税込価格に変更する必要がありますか。

A 総額表示の義務付けは、消費者が商品やサービスを購入する際に、「消費税相当額を含む価格」を一目で分かるようにするためのものです。したがって、個々の商品に税込価格が表示されていない場合であっても、棚札やPOPなどによって、その商品の「税込価格」が一目で分かるようになっていれば、総額表示義務との関係では問題ありません。

なお、インターネットやカタログなどを用いた通信販売に関しては、ウェブ上、カタログ上において税込価格が表示されていれば、送付される商品自体に税抜価格のみが表示されていたとしても、総額表示義務との関係では問題ありません。



Q4 「希望小売価格」も総額表示にする必要がありますか。

A 製造業者等が商品カタログや商品パッケージなどに表示している、いわゆる「希望小売価格」は、小売店が消費者に対して行う価格表示ではありませんので、「総額表示義務」の対象にはなりません。ただし、小売店において、製造業者等が表示した「希望小売価格」を自店の小売価格として販売している場合には、その価格が総額表示義務の対象となりますので、「希望小売価格」が「税抜価格」で表示されているときは、小売店において、「税込価格」を棚札などに表示する必要が生じます。



※ 総額表示について、更に詳しくお知りになりたい方は、財務省HPの「消費税の総額表示義務と転嫁対策に関する資料」ページをご覧ください。

URL https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d03.htm



新型コロナウイルスの影響により国税の納付が困難な方へ

猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

要件（換価の猶予）

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内（注）に申請書が提出されていること。

（注）既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第151条）が受けられる場合もあります。

※ 原則、担保は不要です（担保の提供が明らかに可能な場合を除く。）。

内容（猶予が認められると）

- ① 原則として 1年間納税が猶予されます（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② 猶予期間中の延滞税が軽減（注）されます。
（注）通常 年 8.8%→軽減後 年 1.0%（令和3年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2）

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。（裏面をご参照ください。）

次のような個別の事情がある場合は、延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

個 別 の 事 情 の 具 体 例 （ 納 税 の 猶 予 ）

- 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療等に付随する費用
- 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額
- 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

内 容 （ 猶 予 が 認 め ら れ る と ）

- ① 原則として **1 年間納税が猶予されます**（状況に応じて更に 1 年間猶予される場合があります。）。
- ② **猶予期間中の延滞税が軽減（注）又は免除**されます。
（注）通常 年 8.8%→軽減後 年 1.0%（令和 3 年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（納税の猶予：国税通則法第 46 条）

猶 予 の 申 請 方 法 等

- 「猶予申請書」を所轄の税務署に提出してください。
→ **郵送**（様式は国税庁 H P から入手可能）又は **e-Tax をご利用ください**。
- 収支状況などの確認のため、帳簿等の書類の準備をお願いしますが、**書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします**。

※ 地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、
社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。
総務省： https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html
厚生労働省： https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

国税の猶予の詳細はこちら



添付書類を含めた電子申告の利用のお願い

税務行政につきましては、日頃からご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

国税庁では、経済社会のデジタル化が一段と進展する中、納税者の皆様が簡便・正確に手続きを行うことができるよう、以下のような環境整備を実施しており、社会全体のコスト削減や企業の生産性向上を図る観点から、e-Taxの一層の普及及び添付書類を含めた電子化に取り組んでいるところです。

- 財務諸表について、CSV形式による提出が可能となりました。
- 法人税の電子申告により財務諸表が提出された場合には、法人事業税の申告における財務諸表の提出が不要となりました。
- 別表の一部、財務諸表、勘定科目内訳明細書その他第三者作成書類等の添付書類について、光ディスク等による提出が可能となりました。

法人税の申告につきましては、電子申告が義務化となる大法人のみならず、添付書類を含めた電子申告の利用をお願いします。

ご注意
ください

電子申告が義務化となる大法人は、

添付書類を含めた電子申告が 必要です



【国税庁e-TaxHP】

電子申告が義務化となる大法人は、申告書及び申告書に添付すべきとされている書類の全て（法人税の申告における財務諸表及び勘定科目内訳明細書等の添付書類）をe-Taxで提出する必要があります。

なお、法人申告書の別表の一部、財務諸表及び勘定科目内訳明細書について、従来のXML形式又はXBRL形式に加え、CSV形式での提出が可能となっています。

国税庁では、CSV形式によるデータの作成を支援するために「標準フォーム」を提供しています。活用をご検討ください。



住所
氏名
電話番号
(〇〇間税会)

「税の標語」

①くらしを支える消費税
しっかり学んで 正しく納税

②納めよう 3密避けて e-Tax

〇〇市〇〇町一―二―三
〇〇内

〇〇間税会事務局 御中

内容

税（消費税に限定しません。）に関するものでしたら、形式、内容は自由です。（形式は、俳句・川柳調の5・7・5にこだわることなく自由で、短歌調のように長くなっても差し支えありません。）
ただし、未発表のものに限ります。また、過去の入賞作品と同じが著しく類似しているものは、入賞作品として採用されません。

応募要領

- 対象者… 間税会員、非会員を問いません。
- 応募方法… 「郵便」か「FAX」により、住所、氏名、所属団体名（会員の方）、連絡先電話番号を明記して応募して下さい。
なお、応募は、**応募者の地元の間税会を通して行うこととして下さい。**
おって、「郵便」及び「FAX」の場合、判読できるよう明瞭な記載をお願いいたします。
- ※「税の標語」の募集は、国税庁及び一般財団法人 大蔵財務協会の後援を受けています。
- 応募期限… 令和3年9月10日（金）まで

応募先

- 応募者の地元の間税会又は福岡国税局間税会連合会（11 ページ参照）

入賞作品

最優秀作品、優秀作品、佳作作品などの入賞作品については、入賞者に賞状と記念品を贈呈します。

「税の標語」の活用…応募された作品は、全間連（傘下間税会を含む）の広報活動に利用する場合があります、その場合には、氏名、住所（市・区又は学校名）を掲載することがありますので、その点をご理解の上応募して下さい。

福岡国税局間税会連合会単位会名簿

令和3年4月21日現在

管轄税務署	名 称	会長名	〒	所 在 地	T E L	F A X
福岡	福岡 間 税 会	林 孝 行	810-0001	福岡市中央区天神 2-14-8 福岡天神センタービル9階	092-739-2675	092-739-2674
西福岡	西福岡 間 税 会	橋 本 千代次	814-0155	福岡市城南区東油山 6-2-30	092-863-6780	092-863-4307
博 多	博 多 間 税 会	河 野 武 司	812-0011	福岡市博多区博多駅前 3-9-5 チサマンション第一博多 202-3	092-433-7230	092-433-7240
香 椎	香 椎 間 税 会	川 口 利 弘	811-3205	福津市内殿 1016-1	0940-38-5678	0940-38-5688
筑 紫	筑 紫 間 税 会	田 代 雅 人	818-0061	筑紫野市紫2-12-10	092-923-3111	092-923-7388
八 幡	八 幡 間 税 会	日 向 祥 剛	805-0061	北九州市八幡東区前田企業団地1-1	093-661-3171	093-671-9811
若 松	若 松 間 税 会	白 石 信 和	808-0034	北九州市若松区本町3丁目2-23	093-751-3021	093-751-5279
直 方	直 方 間 税 会	篠 崎 光 繁	822-0017	直方市殿町8-16 筑豊ビル	0949-24-3423	0949-24-5585
田 川	田 川 間 税 会	梶 原 孝 文	825-0013	田川市中央町3-75	0947-45-8005	0947-45-8105
飯 塚	飯 塚 間 税 会	茅 島 勲	820-0201	嘉麻市漆生881-9	0948-42-4954	0948-42-4955
久留米	久留米 間 税 会	稗 島 行 雄	830-0022	久留米市城南町15-5 商工会館3F	0942-39-2326	0942-33-5099
甘 木	甘 木 朝 倉 間 税 会	師 岡 俊 幸	838-0068	朝倉市甘木955-11	0946-22-3835	0946-22-5166
大 川	大 川 間 税 会	松 田 洋 一	831-0016	大川市大字酒見221-3	0944-87-2038	0944-88-2004
八 女	八 女 間 税 会	福 島 成 孝	834-0063	八女市本村清水425-22-2	0943-22-5161	0943-22-5164
大牟田	大牟田 間 税 会	井 上 信 弘	836-0843	大牟田市不知火町1丁目4-2 大牟田商工会館2F	0944-51-7564	0944-55-9622
小 倉	小 倉 間 税 会	深 町 宏 子	803-0818	北九州市小倉北区堅町1-6-7	093-581-0078	093-581-0078
門 司	門 司 間 税 会	山 田 浩 一	801-0851	北九州市門司区東本町1-1-7	093-321-2885	093-321-2888
行 橋	行 橋 間 税 会	上 田 大 作	824-0005	行橋市中央1-9-50 行橋商工会議所2F	0930-25-2473	0930-25-2483
佐 賀	佐 賀 間 税 会	本 島 直 幸	840-0826	佐賀市白山2-1-12 佐賀商工ビル6F	0952-23-4598	0952-29-6580
鳥 栖	鳥 栖 間 税 会	松 尾 政 博	841-0051	鳥栖市元町1380-5 鳥栖商工会議所	0942-82-5400	0942-84-0143
唐 津	唐 津 間 税 会	辻 幸 徳	847-0814	唐津市弓鷹町1512-2 ミノヤビル2F	0955-75-1818	0955-75-1033
武 雄	武 雄 間 税 会	桑 原 泰 蔵	843-0302	嬉野市嬉野町大字下野丙2299番地13	0954-42-0805	0954-42-0750
伊万里	伊 万 里 間 税 会	山 浦 義 行	848-0041	伊万里市新天町663	0955-22-3111	0955-23-3106
長 崎	長 崎 間 税 会	鈴 木 茂 之	850-0031	長崎市桜町5-3 大同生命長崎ビル6F	095-825-8091	095-828-0419
諫 早	諫 早 間 税 会	笠 井 和 幸	854-0026	諫早市東本町5番17号 ねむの木ビル202号	0957-22-8479	0957-23-4994
佐世保	佐 世 保 間 税 会	池 田 敏 章	857-0042	佐世保市高砂町4-18 アボード高砂2階201号	0956-22-3036	0956-23-5351
鳥 原	鳥 原 間 税 会	石 川 嘉 則	855-0862	鳥原市新湊1丁目32-1 第3マルデンビル2階C号	0957-62-7025	0957-64-0527
平 戸	平 戸 間 税 会	福 田 詮 詮	859-5121	長崎県平戸市岩の上町1481-1	0950-22-3131	0950-22-3130
福 江	五 島 間 税 会	野 口 喬 史	853-0005	五島市末広町8-4 福江商工会議所	0959-72-8060	0959-72-2530
杵 岐	杵 岐 間 税 会	白 川 洋一朗	811-5132	杵岐市郷ノ浦町東舩590-4	0920-47-5880	0920-47-5880
厳 原	対 馬 間 税 会	渡 邊 昭 二	817-0243	対馬市厳原町樫根 156-5 番地	0920-56-0120	0920-56-0511
局 連	福岡国税局間税会連合会	中 野 文 治	812-0011	福岡市博多区博多駅前 3-7-3	092-405-5646	092-405-5647

間税会 御中

「税の標語」応募用紙

(1) _____

(2) _____

(3) _____

住 所	〒		
名 称			
氏 名			
電話番号			
		間税会 会員の方	間税会

○お手数ですが、この応募用紙を地元の間税会事務局に FAX 又は郵送してください。

地元の 間税会	前ページの「福岡国税局間税会連合会単位会名簿」を参考にしてください
------------	-----------------------------------